

令和3年 南砺市議会定例会

令和3年4月会議における
市長提案理由の説明要旨

令和3年4月7日

提案理由の説明

(令和3年4月会議)

はじめに

令和3年南砺市議会定例会令和3年4月会議にあたり、提案理由の説明に入ります前に、最近の情勢や市政に対する所信の一端を申し述べ、議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和3年度がスタートして1週間が経ちました。今年度におきましては、今なお収束の目途が立たない新型コロナウイルス感染症による市民の安全・安心の確保や、地域経済の回復に努めながら、「第2次南砺市総合計画・南砺まちづくりビジョン」に基づき、これまで本市が進めてきたあらゆる施策を切れ目なく実施していく年度となります。また、昨年度に庁舎統合が完了したことから、今年度からはさらなるコスト削減に取り組み、効率的・効果的な予算の執行に努め、統合の効果がしっかりと現れるよう意識を高めてまいりたいと考えております。本市の状況を踏まえ、ニーズに合った的確な施策を展開し、市民の誰ひとり取り残さない市政運営に繋がるよう、今年度も全力で取り組んでまいります。

4月3日に義務教育学校「南砺市立南砺つばき学舎」の開校式を挙行いたしました。市では、小中学校の9年間を見通し、継続的に教育活動を行うことにより、安定した学校生活を通して豊かな人間形成や社会性の育成を目指すため小中一貫教育を進めており、その一つとして誕生したものであります。井口小・中学校が育んできた歴史と伝統を一層輝かせ、学校教育目標である「ふるさとを愛し、世界に羽ばたく子どもの育成」が実現できるよう、「外国語教育の充実」や「自学の時間」、「豊かな

日常の実現」等の特色ある活動を行います。南砺つばき学舎の開校にあたっては、市民の皆様、とりわけ井口地域の皆様には多大なご理解とご協力をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。次代を担う子どもたちが健全で明るく育つとともに、南砺つばき学舎が地域の拠点として発展することを願っております。

また、この春から南砺市立の小中学校、義務教育学校では、小学1年生332名、中学1年生391名の新入生を迎え、利賀の長期山村留学の子どもたち11名も一緒に、新たな学びをスタートさせます。豊かな人間性を育む学校教育の充実を目指し、それぞれの学校で主体的・創造的に教育活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する状況について申し上げます。

新型コロナウイルス感染の第3波が収束に向かい、首都圏を中心に発令されておりました緊急事態宣言が3月21日に解除されましたが、全国各地では感染者数が増加傾向の自治体があるほか、施設等でのクラスター感染の発生が散見されており、予断を許さない状況となっております。南砺市におきましても引き続き、基本的な感染防止に努めていただくとともに、自分自身の感染回避や家族をはじめ他の方々に感染させないため、緊張感を持った行動にご協力を呼びかけてまいります。

新型コロナウイルス感染症ワクチンは南砺市には来週入荷し、医療従事者と一部の高齢者福祉施設から順次接種していく予定としております。65歳以上の高齢者の方には4月26日に接種券を発送して予約受付を開始し、5月中旬より市内4つの会場での集団接種と医療機関での個別接種を実施いたします。ワクチン接種の完了により新型コロナウイルス感染症の脅威から解放されるというのではなく、まだまだ気を緩められる状況ではありません。そのような中でも市民の皆様には安心と希望

を感じていただけるよう、感染拡大の防止と活発な社会経済活動の両立に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、提出いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度補正予算

議案第50号は、令和3年度南砺市一般会計補正予算（第1号）を調製し、議会の議決を求めるものです。今回は新型コロナウイルス感染症対策関連の事業と、補助事業の内示に伴い早急に対応する必要が生じたものを補正予算として計上しております。

子育て世帯生活支援特別給付費では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひとり親子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため1,681万4千円を計上しております。中学校教育振興費では、市内中学校の部活動のあり方を検討するにあたり、実践研究拠点校として認可を受け調査研究を実施し、休日部活動の新たな運営体制の構築につなげるため298万円を計上しております。

その他

その他の案件といたしまして、承認第1号令和2年度南砺市一般会計補正予算（第17号）は、除雪対策費で予算が不足したため3,100万円を補正し、3月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。承認第2号南砺市税条例の一部改正につきましては、3月31日付けで公布された地方税法等の一部改正に基づき、住宅借入金等特別税額控除の

延長、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等の改正を行ったことについて、3月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報告第1号につきましては、1件100万円以内の損害賠償の額の決定及び和解を行った2件について専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、本会議に提出いたしました議案について提案理由を説明いたしました。慎重ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。